

第 1 回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 平成 3 1 年 4 月 5 日 午前 1 0 時 0 0 分
 閉会の日時 平成 3 1 年 4 月 5 日 午前 1 0 時 4 6 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳		○	
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 2 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 1 番 星野 安久 委員

議事録署名委員 議席 2 番 斉藤 美保 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事 務 局 長	内 山 勉	
	副事務局長	中 澤 正 幸	
	統括主幹（係長）	竹之内 智 行	
	主 事	角 田 圭 介	
	農 林 課	主 幹 川 田 美 穂 子	主 査 石 原 秀 和

会 議 の 顛 末

開 会 <午前 10 時 00 分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第 4 条第 3 項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第 1 回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ただいまの出席委員は 19 人中 18 人で会議は成立しました。
なお、議席番号 17 番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第 1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第 2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に議席番号 1 番、星野安久委員と議席番号 2 番、斉藤美保委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は議席番号 1 番、星野安久委員と議席番号 2 番、斉藤美保委員に決定しました。
つづきまして、議事日程第 3、報告第 1 号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第 1 号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてをご説明いたします。報告書の 1 ページ

をお願いします。

渋川市農業委員会事務局職員の人事異動について、平成31年4月1日付け発令をしましたのでご報告するものです。

はじめに任命であります。中澤正幸事務局長補佐が副事務局長に昇任し農業振興係長を兼務、池田恵美主査が主幹に昇任しました。また、市民部北橋行政センターから竹之内智行統括主幹、農地調整係長が、土地改良課から齋藤義行主任行政専門員が新たに加わりました。

次に、解任は、後藤清主査が主幹に昇任し、総務部財政課へ異動となり、石田則男主任行政専門員が市民部子持行政センターへ異動となりました。

今年度は、2名の転出、2名の転入でありました。

2ページをお願いします。

表は平成31年4月1日からの渋川市農業委員会事務局の新職員体制であります。4月1日の任命式の際、私は自己紹介をさせていただきましたが、ほかの職員の顔と名前が分からないと思いますので、事務局全員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

事務局

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。事務局の説明のとおり承認いたします。

以上で報告第1号が終わりました。

つづきまして、議事日程第4、報告第2号、渋川市農業委員会事務局処務規程の一部改正について、専決処分を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第2号、渋川市農業委員会事務局処務規程の一部改正について、専決処分をご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

渋川市農業委員会事務局処務規程の一部改正について、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定により、専決処分をしましたのでご報告いたします。

4ページの最下段をご覧ください。

今回の一部改正については、平成31年度組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行い専決処分を行ったものです。

5ページをお願いします。

渋川市農業委員会事務局処務規程の一部改正の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正案であり、棒線部分を改正しました。改正案をご覧ください。

第2条の組織については、事務局に2係を置くための改正です。

第3条の職の設置については、市の各事務局と職を統一するための改正です。

第4条の職務については、第3条の変更に関連して改正したものです。

第5条の事務分掌については、2係設置に伴い係の事務分掌を定めるための改正です。

6ページをお願いします。

第6条第2項については、副事務局長の専決事項について、渋川市事務専決規則を読み替えて準用するための改正です。

なお、附則として本年4月1日から施行するものです。

また、変更した渋川市農業委員会事務局処務規程については、7ページから10ページに記載されております。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。事務局の説明のとおり承認いたします。

つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第4条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地法第4条の規定

による許可決定についてをご説明いたします。報告書の１１ページをお願いします。

農地法第４条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第４条関係を記載の１件について、平成３１年３月１８日に意見聴取をいたしました。

同日付けをもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第２条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第３号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。事務局の説明のとおり承認いたします。

以上で報告第３号が終わりました。

つづきまして、議事日程第６、報告第４号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第４号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の１３ページをお願いします。

農地法第１８条第６項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、１３ページから１４ページに記載の番号１番から７番の７件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第４号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。事務局の説明のとおり承認いたします。

以上で報告第4号が終わりました。

つづきまして、議事日程第7、報告第5号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第5号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の15ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、15ページから16ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。事務局の説明のとおり承認いたします。

以上で報告第5号が終わりました。

つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました報告第 6 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の 17 ページをお願いします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 この度の届出は、17 ページから 18 ページに記載の番号 1 番から 4 番の 4 件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。 また、全ての届出について権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。 以上で報告第 6 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑が終結しました。事務局の説明のとおり承認いたします。 以上で報告第 6 号が終わりました。 つづきまして、議事日程第 9、報告第 7 号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました報告第 7 号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の 19 ページをお願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 この度の届出は、19 ページに記載の番号 1 番から 2 番の 2 件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。 以上で報告第 7 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑が終結しました。事務局の説明のとおり承認いたします。

以上で報告第7号が終わりました。

つづきまして、議事日程第10、報告第8号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を岸正二委員に、子持、赤城、北橘地区を眞下謹司委員に報告をお願いします。

最初に岸正二委員をお願いします。

3 番

3月28日に実施しました、第2班、渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、小池勤委員、山本彰一郎委員、塩谷勝巳委員と事務局の中澤副事務局長、小林主事と私、岸の6人で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の申請は、第5条による申請が12件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

議案書の5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、北は道路と畑、東は宅地と畑、西と南は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、北と東は宅地、南は宅地と道路、西は宅地と畑となっています。問題ないと思われます。

6ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地と田、西は宅地と水路、南は田、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東は一体利用する同月申請されている申請番号5の5番の申請地、西は道路、南は田、北は転用許可済みの田となっています。問題ないと思われます。

7ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西は一体利用する同月申請されている申請番号5の4番の申請地、南は宅地、北は転用許可済みの田となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、西は宅地、北は道路、東は宅地と畑と

道路、南は道路となっています。問題ないと思われま

申請番号5の7番の現地は、北と東は畑、西は宅地と畑、南は道路となっています。問題ないと思われま

8ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東は宅地、西は田、南は道路、北は用悪水路となっています。問題ないと思われま

申請番号5の9番の現地は、北は水路、南は畑、東は畑と水路、西は宅地となっています。問題ないと思われま

申請番号5の10番の現地は、北と西は宅地、東は道路、南は畑となっています。問題ないと思われま

申請番号5の11番の現地は、西は道路と畑、東は道路、北は宅地、南は宅地となっています。問題ないと思われま

9ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、北と南は田、西は宅地、東は道路となっています。問題ないと思われま

以上で第2班、渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、子持、赤城、北橘地区を眞下謹司委員にお願いします。

16番

3月28日に実施しました、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、狩野徳市委員、池田勝好委員、角田洋一委員と事務局の狩野主幹、角田主事と私、眞下の6人で実施しました。

子持、赤城、北橘地区の今回の申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が6件、合計9件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、北は宅地、東は畑、南と西は雑種地となっています。問題ないと思われま

申請番号4の2番の現地は、北と南と西は畑、東は山林となっています。問題ないと思われま

4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、北と東と南は畑、西は道路となっています。問題ないと思われま

5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、北は道路、東と南と西は田となっ

います。問題ないと思われます。

申請番号５の１４番の現地は、北は畑、東と南は宅地、西は道路となっています。問題ないと思われます。

１０ページをご覧ください。

申請番号５の１５番の現地は、北と南は畑、東は道路、西は山林となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の１６番の現地は、北は畑、東は道路と宅地、南は田、西は宅地と雑種地となっています。問題ないと思われます。

１１ページをご覧ください。

申請番号５の１７番の現地は、北は道路、東と南は畑、西は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の１８番の現地は、北は宅地、東と南は道路、西は田となっています。問題ないと思われます。

以上で第２班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。
 ただいまの報告につきまして質疑等がありましたらお願いします。

１ 番 はい、議長。１番星野。

議 長 はい、星野委員。

１ 番 議案の中には太陽光パネルの関係が多く出ておりますが、今までに
隣地と問題が生じたことはありましたか。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 隣地との関係につきましては、やはりお互いの話し合いの中、立ち
木を植えたり環境に配慮のうえ太陽光発電設備の施工をしていただく
ことで、特に目立って大きなものはございません。

１ 番 はい。分かりました。

議 長 ほかに質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑が終結しました。

以上で報告第8号が終わりました。

つづきまして、議事日程第11、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし意見の決定を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議長 はい、副事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてをご説明いたします。協議書の1ページをお願いします。

農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会がありましたので、意見の決定を月次総会に求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、農林課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程お願いします。

議長 それでは、農林課の担当者から説明していただきます。

農林課 農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会に意見聴取をするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、赤城地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権の設定等を受ける者、賃借権の設定等をする土地、土地の現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

また、土地改良の事業途中で地番、面積が確定していない土地のため、上段のかっこ書きが一時利用指定の仮地番及び面積、下段が従前の土地の地番及び面積となります。

今回、賃借権の設定等を受ける者は1名です。

この方は、平成26年9月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地は1筆、面積は1,106平方メートルですが、一時利用指定の仮地番での面積は1,051平方メートル、

1 筆になります。土地の現在の権利関係は 1 名、設定する権利は賃借権、存続期間は 10 年です。

以上で、協議第 1 号の説明を終わります。

ご協議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

協議第 1 号、農用地利用配分計画案の意見について、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

つづきまして、議事日程第 12、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号 3 の 1 番から 4 番の 4 件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。副事務局長。

議 長

はい、副事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてをご説明いたします。議案書の 1 ページをお願いします。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号 3 の 1 番と 2 番は農業経営規模拡大、申請番号 3 の 3 番は農業経営効率化を図るものです。

つづきまして、2 ページをお願いします。

申請番号 3 の 4 番は農業経営規模拡大を図るものです。それぞれ譲受人、譲渡人当事者の話合いが整い申請されたものです。詳細は議案書に記載のとおりです。

また、お手元に配布させていただいております農地法第 3 条調査書に記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号3の1番から4番の4件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の1番から4番の4件について、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第13、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。副事務局長。

議 長

はい、副事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてをご説明いたします。議案書の3ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番と2番は第2種農地に該当すると思われ、いずれも太陽光発電施設用地に転用申請するものです。

4ページをお願いします。

申請番号4の3番は第2種農地に該当すると思われ、太陽光発電施設用地に転用申請するものです。

それ以外の内容につきましては、議案書に記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。 これより、申請番号４の１番から３番の３件について審議します。 質疑のある方はお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第２号、申請番号４の１番から３番の３件について、許可することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。 つづきまして、議事日程第１４、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。 申請番号５の１番から１８番の１８件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。副事務局長。
議 長	はい、副事務局長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてをご説明いたします。議案書の５ページをお願いします。 農地法第５条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。 申請番号５の１番と２番は第３種農地に該当すると思われ、いずれも一般住宅用地に転用申請するものです。 つづきまして、６ページ、７ページをお願いします。 申請番号５の３番は第３種農地に該当すると思われ、太陽光発電所用地に転用申請するものです。 申請番号５の４番は第２種農地に該当すると思われ、店舗、修理工場用地に転用申請するものです。 申請番号５の５番は第２種農地に該当すると思われ、店舗、修理工場用地に転用申請するものです。 申請番号５の６番は第３種農地に該当すると思われ、宅地分譲用地に転用申請するものです。 申請番号５の７番は第１種農地ですが、集落接続の例外に該当する

と思われます。一般住宅用地に転用申請するものです。

なお、申請番号5の4番と5番は同一の事業であり、一体利用面積が3,000平方メートルを超える案件です。

農地法第5条第1項の規定による許可をするには、農地法施行規則第57条第1項第2号において、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分又は処分の見込みが必要であるとされています。

本件申請においては、事業の施行に都市計画法第29条の開発許可が必要であり、農地転用の許可をするには開発許可がされる見込みが必要です。

本日午前8時46分現在、前橋土木事務所に確認したところ、必要な添付書類が具備されておらず、開発許可の見込みを回答する段階ではないとのことであり、開発許可の見通しが立っているとの回答は得られませんでした。

つきましては、現時点では開発許可の許否の判断を前橋土木事務所ができない状態であるため、農地転用の許否の判断は保留とし、引き続き来月の月次総会に上程させていただきたいと思います。

つづきまして、8ページ、9ページをお願いします。

申請番号5の8番、10番、11番は第3種農地に該当すると思われる、一般住宅用地、長屋住宅用地、一般住宅用地に転用申請するものです。

申請番号5の9番は第2種農地に該当すると思われる、一般住宅用地に転用申請するものです。

申請番号5の12番と13番は農用地区域内ですが、いずれも一時転用であり例外に該当すると思われます。それぞれ水道給水管引込工事用地、露天資材置場用地に一時転用申請するものです。

申請番号5の14番は第3種農地に該当すると思われる、建売分譲住宅用地に転用申請するものです。

つづきまして、10ページ、11ページをお願いします。

申請番号5の15番は農用地区域内ですが、一時転用であり例外に該当すると思われます。土採取用地に一時転用申請するものです。

申請番号5の16番は第3種農地に該当すると思われる、太陽光発電設置用地に転用申請するものです。

申請番号5の17番は第1種農地ですが、集落接続の例外に該当すると思われます。一般住宅用地に転用申請するものです。

申請番号5の18番は第2種農地に該当すると思われる、太陽光発電設備用地に転用申請するものです。

それ以外の内容につきましては、議案書に記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。 これより、申請番号５の１番から１８番の１８件について審議します。 質疑のある方はお願いします。
１ 番	はい、議長。１番星野。
議 長	はい、星野委員。
１ 番	許可申請書の内容についての質問ではありませんが、議案書の農地区分の欄には第１種、第２種、第３種等の記載があります。今回、初めて委員になっている方もいるので、農地区分についてご説明ください。
事務局	はい、議長。副事務局長。
議 長	はい、副事務局長。
事務局	農地区分の中には、農業に適した優良農地である農用地区域と第１種農地があります。また、ほかには第３種農地、第２種農地がありますが、これは駅等の公益的施設から約３００ｍ以内の区域等、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地等であったり、農業公共投資がされていない小集団で農地耕作にあまり適さない農地等が該当します。 ですので、公益的施設からの距離や宅地化の状況、農業公共投資の有無等を踏まえ、農地法に基づいて農地区分を判断していきます。農地区分の判断に係る詳細につきましては、後日、機会を設け委員さんとお互い確認等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	補足で若干説明を加えさせていただきます。 第１種農地は、土地改良をしたため守っていかなければならないような農地等です。第１種農地は、そのような農業公共投資がされている農地が一例として挙げられます。 第１種農地は、本来でしたら転用許可はできませんが、住宅への転用許可申請であり、その農地が集落に接続している場合等であれば、例外的に許可ができる場合がございます。例えば、一般住宅であると

か、地域に居住する方が日常生活上、業務上必要である駐車場のよう
な地域に密接したものであるとか、こういったもので既存集落の隣接
地等に設置がされる予定であれば、やむを得ず許可をするというもの
であります。また、参考までに農用地区域内にある農地は、第1種農
地以上に規制が厳格になります。

第2種農地は、用途地域の周辺等で市街地化が見込まれる区域内に
あるような農地等が該当します。

第2種農地は、周辺の農地以外の土地や第3種農地の使用ができず、
代替性がないと判断される場合に限り、やむを得ず許可をするもので
す。

第3種農地は、用途地域の区域内や、住宅街に農地が点在している
場合のように、市街地の区域内や市街地化の傾向が著しい区域内にあ
る農地等が該当します。

第3種農地は原則許可しなければならないということで、開発優先
の区域ということになります。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、今後また詳細につき
ましては、機会を設け委員さんとお互い確認等をしていきたいと思い
ますのでよろしくお願いいたします。

1 番

はい。分かりました。

議 長

ほかに質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の1番から18番の18件のうち、3,0
00平方メートル以上の案件である申請番号5の15番の1件につい
ては、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するために許可
相当とし、開発許可の見通しが立っていない申請番号5の4番と5番
の2件については保留とし、残りの15件は許可することでご異議ご
ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から18番の18件のうち、申
請番号5の15番の1件は群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見
聴取した結果、問題ない場合は、会長専決規程により許可書を交付し、
申請番号5の4番と5番の2件は保留とし、残りの15件は議案のと
おり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第15、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の13ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっています。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、小野上、子持、赤城及び北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和元年5月1日を予定しております。

計画概要につきましては、記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が12人、借受人が11人、筆数が25筆、面積が26,939平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページから15ページに記載をいたしました利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第1回渋川市農業委員会月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会　＜午前10時46分＞